

第2回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和3年10月6日（水） 午前10時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室B

3 出席者

公 益 委 員 : 2人 (欠席1人)
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

- (1) 特定最低賃金基礎調査結果等資料説明について
- (2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

- (1) 特定最低賃金基礎調査結果等資料説明について
事務局より資料に基づき調査結果等について説明をした。

- (2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金改正決定の必要性の有無について審議され、労使ともに同席の下、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

- ・ 今年の審議では3年、5年というスパンを見据えた議論をしたいと思っており、必要性ありと考えている。
- ・ 世界的な半導体不足の影響で経済情勢は悪化の一途をたどっていると感じるが、人への投資は今後の経営環境を回復させるために必要不可欠であると考えている。

【使用者側の意見要旨】

- ・ 最低賃金の大幅な引き上げは、経済自体が正常な環境に戻るまでは各企業にとってなかなか厳しく、必要性ありとまでは言えない。労使での協議をして結論を出したいと思っている。

- ・ 最低賃金を引き上げるためには、生産性が向上し、付加価値が取れている状況が自動車産業末端まで幅広くできている環境を作ることがまず大切だと思っている。

(3) 労使協議について

その後、使用者側の労使協議の提案に労働者側が同意したため、労使協議により審議され、使用者側委員が代表して以下の意見が述べられた。

【労・使双方の意見要旨】

- ・ 必要性ありとの結論に至ったため、金額は労使協議をした上で決定していきたい。

(4) 全会一致により必要性ありの結論に達したことが決議され、報告書を作成した。

(5) 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第6条第5項適用により、岡山労働局長へ答申された。

6 配付資料

- ・ 岡山県最低賃金基礎調査結果報告書（令和3年度）
- ・ 自動車・同附属品製造業最低賃金
 - ① 岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較
 - ② 自動車・同附属品製造業最賃と県最賃の年度別比較
- ・ 法人企業景気予測調査（令和3年9月13日）「岡山財務事務所」
- ・ 岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金改正決定の必要性の有無に関する報告書（案）
- ・ 岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）（案）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援策の全体像